

工事請負契約書第 25 条第 5 項の規定（単品スライド条項）の適用に係る運用基準

工事請負契約書第 25 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、以下のとおり運用するものとする。

## 1 対象工事

契約書に単品スライド条項が規定された工事で、適用日時点において、継続中の工事又は新たに契約する工事

## 2 対象となる工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が契約金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

変動額の算定式

$$\text{変動額}\langle\text{鋼}\rangle = M \text{【変更】}\langle\text{鋼}\rangle - M \text{【当初】}\langle\text{鋼}\rangle$$

$$\text{変動額}\langle\text{油}\rangle = M \text{【変更】}\langle\text{油}\rangle - M \text{【当初】}\langle\text{油}\rangle$$

$$M \text{【当初】}\langle\text{鋼}\rangle, M \text{【当初】}\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

$$M \text{【変更】}\langle\text{鋼}\rangle, M \text{【変更】}\langle\text{油}\rangle$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

M【変更】〈鋼〉, M【変更】〈油〉：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M【当初】〈鋼〉, M【当初】〈油〉：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p'：4. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D：5. の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価について算定した対象数量

k：落札率

(2) (1) に規定する対象工事材料は、次に定めるとおりとする。

### ① 鋼材類

H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼 2 次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料

### ② 燃料油

ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

(3) (1) に規定する「契約金額」は、適用日以前に契約代金の部分払いをした工事にあっては、契約金額から当該部分払いの対象となった既済部分（当該部分払いの対象となった現場等に持込みが終った製作品を含む。以下「既済部分等」という。）に相応する契約金額相当額を控除した額とする。

### 3 スライド額の算定

(1) 契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、2. の規定により対象工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

スライド額の算定式

$$S = (M【変更】\langle\text{鋼}\rangle - M【当初】\langle\text{鋼}\rangle) \\ + (M【変更】\langle\text{油}\rangle - M【当初】\langle\text{油}\rangle) - P \times 5 / 1000$$

$M【当初】\langle\text{鋼}\rangle, M【当初】\langle\text{油}\rangle$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

$M【変更】\langle\text{鋼}\rangle, M【変更】\langle\text{油}\rangle$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

S : スライド額

$M【変更】\langle\text{鋼}\rangle, M【変更】\langle\text{油}\rangle$  : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M【当初】\langle\text{鋼}\rangle, M【当初】\langle\text{油}\rangle$  : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 4. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 5. の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 2. に規定する契約金額

(2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額について、鋼材類又は燃料油の品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M【変更】\langle\text{鋼}\rangle$ 又は $M【変更】\langle\text{油}\rangle$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M【変更】\langle\text{鋼}\rangle$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)の $M【変更】\langle\text{油}\rangle$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定することを原則とする。

(3) (2) の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

① 6. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が5. に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。

- ② 6. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が5. に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、6. (3) の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5. の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4. (1) ②イの平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、その変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

#### 4 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

##### ① 鋼材類

各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とする。

##### ② 燃料油

ア 各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とする。

イ 各対象材料のうち、6. (3) の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて証明される数量以外の数量についても5. の対象数量とすることとしたものにあつては、アの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1) ①及び②アに規定する各対象材料の購入の月は、6. (1) の規定により、受注者が提出した資料により確認された月等とする。ただし、購入の月が確認できない対象材料があるときは、発注者が認める別途の方法で確認した購入の月とすることができる。

#### 5 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D) (以下「対象数量」という。) は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量

② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量

③ 重機の運転等に要する燃料油にあつては、発注者の認定する数量

④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、契約金額が不適当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもので、発注者の認定するもの

(2) 適用日以前に契約代金の部分払いをした工事にあつては、(1)に規定する数量から、当該部分払いの対象となった既済部分等に係る数量を控除する。

#### 6 購入の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

(1) 発注者は、受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の購入の月を証明する書類の提出を求めるものとする。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

(2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象としないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出できないことを発注者がやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても5.の対象数量とすることができる。

#### 7 部分引渡し

適用日以前に工事請負契約書第39条の規定に基づく部分引渡しを受けた工事は、当該部分引渡しに係る工事部分について、単品スライド条項を適用することができない。

#### 8 契約金額の変更手続

(1) 単品スライド条項に基づく契約金額の変更の請求（様式1、参考様式1）は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(2) この請求に基づく契約金額の契約変更は、工期（部分引渡しにあつては、当該部分に係る工期）の末に行うものとする。

(3) 発注者は、工期末から45日以上前の日を協議開始日と定め、スライド変更等協議書（様式2）により受注者にスライド額を提示する。受注者は異議のない場合、協議開始日から14日以内に承諾書（様式2-1）を提出するものとする。

(4) 発注者は、契約金額の変更について、工事請負契約書第 25 条第 7 項により契約金額の変更の対象とならない場合、契約金額変更請求回答書（様式 3）により受注者に通知するものとする。

#### 9 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して契約金額を変更した契約については、2.（1）中「契約金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の契約金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（工事請負契約条項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、3.（1）中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約条項第 25 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「契約金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の契約金額から工事請負契約条項第 25 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。）」とする。

#### 10 鋼材類又は燃料油以外の材料

鋼材類又は燃料油以外であって、価格上昇要因が明確であると発注者が認めた材料については、その品目の特性にあわせ、品目ごとに鋼材類又は燃料油に準じ、2. から 9. の規定を適用する。なお、対象材料については、設計図書に記載のある材料を原則とする。

#### 附 則

- 1 この基準は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 4 月 1 日施行の工事請負契約書第 25 条第 5 項の規定（単品スライド条項）の適用に係る運用基準は同日廃止する。
- 3 この基準に定めるものの他、単品スライド条項の運用については、東京都財務局の取扱及び各工事業種に係る積算基準等を作成した、東京都の各部局における運用マニュアルを準用する。